

九州国際大学の学則の変更について（届出）

令和5年3月6日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人九州国際大学

理事長 権堂 健司

このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第2条の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

- ・ 休業日、一年間の授業期間及び授業の方法等の改正に係る学則変更

なお、学則については、全文をホームページ上で公表しており、添付を省略します。

変更の事由及び時期を記載した書類

1 変更の事由

休業日、一年間の授業期間及び授業の方法等の改正に伴い、学則を変更するもの。

2 変更の時期

令和5年4月1日

九州国際大学学則 新旧対照表（案）

新	旧
九州国際大学学則	九州国際大学学則
第1条から第9条 <省略>	第1条から第9条 <省略>
<p>第10条 休業日は、次の<u>とおりとする</u>。</p> <p>(1) <u>日曜日及び土曜日</u></p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日</p> <p>(3) 学園創立記念日（5月1日）</p> <p>(4) 春季休業（自3月1日至3月31日）</p> <p>(5) 夏季休業（自8月1日至9月10日）</p> <p>(6) 冬季休業（自12月25日至1月7日）</p> <p>2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。</p>	<p>第10条 休業日は、次の<u>ように定める</u>。</p> <p>(1) <u>日曜日</u></p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日</p> <p>(3) 学園創立記念日（5月1日）</p> <p>(4) 春季休業（自3月1日至3月31日）</p> <p>(5) 夏季休業（自8月1日至9月10日）</p> <p>(6) 冬季休業（自12月25日至1月7日）</p> <p>2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。</p>
第11条から第28条 <省略>	第11条から第28条 <省略>
<p>第29条 1年間の授業期間は、<u>35週</u>にわたることを原則とする。</p> <p>2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。</p>	<p>第29条 1年間の授業期間は、<u>定期試験等を含め35週</u>にわたることを原則とする。</p> <p>2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。</p>
<p>第29条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。</p> <p>2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 前項の規定により実施する授業科目については、学長が学期毎に定め学生に通知するものとする。</p>	
第30条から第33条の2 <省略>	第30条から第33条の2 <省略>

第34条 大学は、授業科目を履修し、**試験、論文又は履修の平常状況により学修の成果を評価し**、合格した学生には、所定の単位を与える。

- 2 前項の試験等の成績評価は、AA・A・B・C・Fとし、AA・A・B・Cを合格とする。
- 3 試験については、修学規程の定めるところによる。

第35条から第36条の5 <省略>

第37条 学長は、次の各号の要件を充足した者については、卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。

- (1) 本学に4年（第16条第1項並びに第17条第1項により入学した者については、第16条第2項並びに第17条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学すること
- (2) 第27条及び第28条の規定に従い、法学部並びに現代ビジネス学部は124単位以上を修得すること

2 前項第2号の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第29条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えることができない。

以下 <省略>

第34条 大学は、授業科目を履修し、**試験、論文又は履修の平常状況により**合格した学生には、所定の単位を与える。

- 2 前項の試験等の成績評価は、AA・A・B・C・Fとし、AA・A・B・Cを合格とする。
- 3 試験については、修学規程の定めるところによる。

第35条から第36条の5 <省略>

第37条 学長は、次の各号の要件を充足した者については、卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。

- (1) 本学に4年（第16条第1項並びに第17条第1項により入学した者については、第16条第2項並びに第17条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学すること
- (2) 第27条及び第28条の規定に従い、法学部並びに現代ビジネス学部は124単位以上を修得すること

以下 <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学則第26条の規定は、施行日以後に入学した者から適用し、施行日前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年度に2年次又は3年次に転入学又は編入学した者及び令和4年度に3年次に転入学又は編入学した者については、改正後の学則第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。